

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ

石綿障害予防規則第3条第6項及び大気汚染防止法第18条の15第5項及び同法施行規則第16条の4第二号の規定により、解体等の作業及び建築物の特定粉じん(石綿等)排出等作業について、次のとおりお知らせします。

- 大気汚染防止法第18条の15第6項及び石綿障害予防規則第4条の2の規定による事前調査結果の報告 (注: R4. 4. 1施行 解体80㎡以上、改修100万円以上)
 - 大気汚染防止法第18条の17第1項の規定による作業実施の届出
 - 環境確保条例第124条第1項の規定による作業実施の届出
 - 大田区特定粉じん等作業事務取扱要領第5条及び第6条の規定による作業計画の報告
 - 労働安全衛生法第88条3項(労働安全衛生規則第90条第5号の二)の規定による計画の届出
 - 石綿障害予防規則第5条第1項の規定による作業の届出
- を行っております。

建築物等の名称					届出先及び届出年月日				発注者または自主施工者										
	東京都大田区				令和 年 月 日				氏名又は名称(法人にあつては代表者の氏名) 住所										
	大田労働基準監督署				令和 年 月 日														
	調査終了年月日				令和 年 月 日														
	看板表示日				令和 年 月 日														
	解体等工事期間				令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日														
	特定粉じん排出等の作業期間				令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日														
調査方法の概要(調査箇所)								元請業者(工事の施工者かつ調査者)											
【調査方法】								氏名又は名称(法人にあつては代表者の氏名) 住所											
【調査箇所】																			
調査結果の概要(部分と特定建築材料の種類、判断根拠)								現場責任者氏名											
【石綿含有あり】								連絡場所電話											
								石綿作業主任者											
【石綿含有なし】								調査を行った者(分析等の実施者)											
								氏名又は名称及び住所 事前調査・試料採取を実施した者											
特定粉じん排出等作業の方法								分析を実施した者											
特定建築材料の処理方法				除去 ・ 囲い込み ・ 封じ込め ・ その他															
特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法																			
使用する資材及びその種類								その他必要な事項											
備考 : その他の条例等の届出年月日																			